

議案第 27 号

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例

橋本市事務分掌条例(平成18年橋本市条例第8号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 略 2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>危機管理室を置く。</u> (事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌の概要は、次のとおりとする。 総合政策部 (1)～(13) 略 <u>(14)～(16) 略</u> 総務部 (1)～(16) 略 (17) 他の部及び<u>危機管理室</u>に属さないこと。 健康福祉部～水道環境部 略 (<u>危機管理室の事務分掌</u>) 第3条 <u>危機管理室の事務分掌の概要は、次のとおりとする。</u> (1) <u>危機管理に関すること。</u> (2) <u>防災に関すること。</u> (臨時機構の設置) 第4条 <u>前3条の規定にかかわらず、市長は、臨時の事務及び事業に関して、必要な臨時機構を設け、これを処理させることができる。</u> (委任) 第5条 略</p>	<p>(設置) 第1条 略 (事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌の概要は、次のとおりとする。 総合政策部 (1)～(13) 略 (14) <u>危機管理に関すること。</u> (15) <u>防災に関すること。</u> (16)～(18) 略 総務部 (1)～(16) 略 (17) 他の部に属さないこと。 健康福祉部～水道環境部 略 (臨時機構の設置) 第3条 <u>前各条の規定にかかわらず、市長は、臨時の事務及び事業に関して、必要な臨時機構を設け、これを処理させることができる。</u> (委任) 第4条 略</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。